

輪島市工事成績評定要領

最終改正 令和 5 年 3 月 30 日

(目的)

第 1 条 この要領は、輪島市が発注する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評価を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、原則として 1 件の当初設計金額が 500 万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、監理課工事検査室長(以下単に「工事検査室長」という。)が必要がないと認めたもの及び維持工事については、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第 3 条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。

(評定者及び評定比)

第 4 条 評定を行う者(以下「評定者」という。)及び評定比は、次表のとおりとする。

評定者の区分	評定者	評定比
第一次評定者	監督員	0.4
第二次評定者	総括監督員	0.2
第三次評定者	検査員	※0.4

※ 中間検査がある場合の評定比は、中間検査 0.2、完成検査 0.2 とする。

※ 中間検査が 2 回以上ある場合は、その平均値とする。

2 総括監督員は、監督員が所属する課の課長(工事の施工等の委託を受けた場合は、当該委託を受けた課の課長。以下「所管課長」という。)又は所管課長が指定する者とする。

(評価の方法)

第 5 条 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、工事成績採点表(様式第1号)により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表(様式第2号)により行うものとする。
- 4 評定の結果は、工事成績評定表(様式第3号)に記録するものとする。
- 5 評定にあたっては、別紙の「記入方法及び留意事項」を考慮するものとする。また、工事における「創意工夫」、「工事特性」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(評定の時期)

第6条 第三次評定者(検査員)は中間・完成検査を実施したとき、第一次評定者(監督員)及び第二次評定者(総括監督員)は工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の報告)

第7条 評定結果の報告は工事竣工時に行うものとし、第三次評定者は評定を行ったときは、遅滞なく所管課長を経由し工事検査室長に報告するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 工事検査室長は、前条の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該工事の受注者に、評定の結果を工事成績評定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- 2 施工中に法令遵守に係る事故等が発生した場合は通知を保留し、具体的な処分が決定した段階で必要な減点評価を行い、通知するものとする。

(評価の修正)

第9条 所管課長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 所管課長は、前項の修正を行ったときは、工事検査室長に報告するものとし、工事検査室長は、当該報告を受けたときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 前2条のいずれかの通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14

日(「休日」を含む。)以内に書面により、工事検査室長に対して、評定の結果について説明を求めることができる。

- 2 工事検査室長は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書(様式第5号)により回答するものとする。

(再説明請求等)

第11条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により、工事検査室長に対して、再説明を求めることができる。

- 2 工事検査室長は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定に係る再説明書(様式第6号)により回答するものとする。

- 3 前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(工事成績評定評価委員会)

第12条 前条第3項の工事成績評定評価委員会は、輪島市工事請負等業者選考委員会規則(平成18年輪島市規則第49号)第1条に規定する輪島市工事請負等業者選考委員会が兼ねるものとする。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

工事成績評定結果の評価区分は、次表のとおりとする。

工事成績評定の評価区分表

区 分	評定点の標準値	総 合 評 価
A	80 点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75 点～80 点未満	標準的な工事の中で優れた工事
C	65 点～75 点未満	標準的な工事
D	60 点～65 点未満	今後、改善するべき事項のある工事
E	60 点未満	今後、指名等に影響を及ぼす恐れのある工事

※D、E：工事契約時、着手時、施工時、完成時等における評価対象項目のうち評価できない項目が多い場合である。